

【開始・選任直後の手続】

**Q 1 後見人として選任する旨の書類が裁判所から届きました。
まず何をしたらよいですか。**

後見人に選任する旨の書類（審判書謄本といいます）を受け取ってから2週間が経過し、その間に不服申立てがなければ審判が確定し、法的な効力を持ちます。その時点で正式に後見人となります。

以下の1から3の書類及び所定の添付資料を、おおむね1か月以内に裁判所へ提出します。提出期限は、審判書謄本に同封されている書面に記載してありますので確認してください。（1から3の書類は、審判書謄本に同封されています。）

なお、保佐・補助で、財産管理に関する代理権が付与されていない場合は、原則として、1の「後見等事務報告書（初回報告）」のみを提出してください。

1 後見等事務報告書（初回報告）

2 財産目録（初回報告用）

本人の資産（預貯金・現金、有価証券、不動産、保険等）及び負債の内容を調査します。後見人以外の方が本人の財産を管理している場合は、その方から、本人の財産関係の資料（通帳、証書等）を受け取ります。

そして、その内容を「財産目録（初回報告用）」に記載します。

また、本人の預貯金通帳をすべて記帳し、表紙、表紙をめくってすぐの見開きページ及び申立て時以降の取引履歴のコピーを提出してください（変動がない場合でも提出してください）。

新たに判明した財産がある場合は、財産目録に記載するとともに資料一式を提出してください。

3 収支予定表（初回報告用）

本人の年間の収入及び支出の予定を立て、「収支予定表（初回報告用）」に記載します。収入より支出が多い状態（赤字）が続くと、本人の財産が減少し、平穏な生活が困難になってしまう可能性がありますので、適切な予算を立てるよう心掛けてください。

金融機関への届出

審判が確定し、正式に後見人になったら、本人の預貯金を保護するために、本人が取引している金融機関すべてに成年後見制度に関する届出書を提出してください。また、通帳の名義や、キャッシュカードの取扱いなどは、金融機関によって異なります（詳細は各金融機関にお尋ねください）。

なお、届出には、後見人であることの証明書（8頁，Q2）が必要になります。証明書が交付されるまでの期間（約2週間）が待てない事情がある場合には、裁判所にご相談ください。

保佐，補助の場合

審判により、保佐人・補助人に対して、財産管理に関する代理権が与えられていれば、その代理権の範囲で、後見人と同じ扱いとなります。

財産管理に関する代理権が付与されているかどうか、また、どのような行為について代理権が付与されているかについては、送付された審判書謄本または法務局が発行する登記事項証明書（8頁，Q2）で確認してください。

個人番号（マイナンバー）についての留意事項

後見人が本人のマイナンバーを管理する場合は、カードの紛失や漏えい等に十分に留意し、適切に管理してください。

成年後見関連事件については、本人及び後見人のマイナンバーは必要ありませんので、裁判所に連絡や提出をしていただくことはありません。

裁判所の担当者を名乗って、本人及び後見人のマイナンバーを聞き出そうとする詐欺行為が予想されますので十分ご注意ください。